

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024 年診療報酬改定に伴い、当訪問看護ステーションは地方厚生局長に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

（新）訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

これに関する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っている
2. マイナ保険証を用いたオンライン資格確認を行う体制を整えている
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用し、訪問看護を行うことについて当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している
4. 3 の掲示事項について、ウェブサイトに掲載している
(令和 7 年 5 月 31 日までは経過措置)

令和 6 年 12 月 1 日

甲州市社会福祉協議会訪問看護ステーション

管理者 古屋 教子